

# 群会議の話題

謹んで新春のお慶びを申し上げます

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、大変な被害と混乱が生じました。組合は、「困ったら東京土建に相談を」と分会からの声掛け運動をすすめ、コロナ関連による給付金の相談をはじめ、融資、職業病、法律相談などの対応をすすめました。同時に、駅頭宣伝や署名・はがきなど可能な範囲で東京土建の諸運動にも参加・協力いただきました。ありがとうございました。

今年も、まさにコロナ感染拡大を防ぐことができるかどうか瀬戸際となっています。国民に自粛を訴えるだけでは事態は改善されませんし、「盛り場」「飲食店での飲酒・宴会」の問題だけではなくなっています。発症者への対応だけでなく、大量のPCR検査によって「無症状の感染者を発見・保護」しなければ感染拡大を防ぐことはできません。そして、医療崩壊を防ぐためにも病院など医療機関への資金・人・機材や薬品などの緊急の支援、隔離すべき人を受け入れる施設の確保などは政府が責任をもって大至急やるべきです。そして、仲間の賃金・仕事・生活をめぐる状況も深刻です。今年も仲間に寄り添った相談活動を、支部・分会・群の総力で、組織的に「組合活動の柱」としてすすめます。また、今年も、総選挙と都議会議員選挙、そして、国分寺市長選挙・小金井市議会議員選挙がおこなわれます。コロナ禍における政党や首長の対応が問われる選挙です。必ず一票を投じましょう。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症手当金

新型コロナウイルスで、感染又は感染が疑われる方が、療養のために仕事を休んで収入が減った時に「新型コロナウイルス感染症手当金」の制度があります。

東京土建国保利用者で新型コロナウイルスに感染して収入が途絶えた、減少した方が支給対象です。パート等で収入を受けている家族、青色・白色専従者も対象となります。コロナ感染で苦しむ仲間に伝えましょう。

### ☆手当金を受けるための条件

#### ①感染症の療養のため仕事ができないこと

**給与所得者** 事業主の証明/医療機関の証明※パート等で収入を受けている家族、青色・白色専従者も対象

**事業所得者** 医療機関の証明が必要

#### ②連続する3日を含み4日以上仕事を休んでいること

2020年1月1日から2021年3月31日の期間で仕事ができなかった期間のうち、4日目以降で療養のために休んだ日の合計日数が支給対象になります。

#### ③給与所得者では、給与の支払いが無い、またはその支払額が感染症手当金より少ないこと（差額分が支給）

### ☆支給額

#### 給与所得者(組合員・家族)

直近の継続した3月間の給与収入の合計÷就労日数×3分の2×療養のため休んだ日数(待機期間3日除く)

#### 事業所得者(組合員)

働き方に応じて1日3400円から5000円×療養のため休んだ日数(待機期間3日除く)

### ☆申請書(4種類から必要な書類を選択)

①被保険者記入用(被用者用)、②被保険者記入用(被用者以外用)、③事業主記入用、④医療機関記入用

## 小金井市・国分寺市国保税の減免制度

小金井市、国分寺市の健康保険を利用している場合も、コロナの影響で減収となっている場合は、保険料の減免対象となる場合があります。土建国保を利用していない仲間にも情報提供をお願いします。

【申請期限】小金井市：3月31日 国分寺市：期限なし

2021年  
1月17日  
478号

## 建設アスベスト訴訟 最高裁判で勝利

首都圏建設アスベスト訴訟の東京第一陣訴訟は、国の上告を不受理とし、一審原告からの上告申立もひとりの原告を除き不受理としました。この判断により一審原告団と国との関係では、東京高裁第10民事部の判決が確定となりました。また、被告建材メーカー12社などに対する上告が受理され、建材メーカーの賠償責任を全否定した同裁判での判決が見直されることになりました。

国の責任については、1975年10月1日以降2004年9月30日の間、吹付け工を含む屋内作業者が石綿粉塵作業に従事する際に、防塵マスクを着用させる義務を、罰則を持つて事業主に課すとともに、アスベスト含有建材への適切な警告表示を義務付けるべきであったにもかかわらず、これを怠ったとする同判決が確定するとともに、労働者と同じように建設現場において石綿粉塵作業に従事する一人親方や中小事業主のうち、特別加入をしていた人に対する国の責任も確定しました。同判決は建材メーカーの共同不法行為の成立を否定していましたが、最高裁が原告側の上告を受理して弁論期日を指定したことにより、同判決が覆(くつがえ)る可能性が出てきました。

今回の最高裁の判断は、全ての建設アスベスト被害者の救済と今後のアスベスト対策の礎となる大きな、そして新たな一歩となります。引き続きアスベスト被害根絶の運動にご協力をお願いします

東京土建一般労働組合  
小金井国分寺支部

電話042(324)5940



## 【2021年1月17日～2月16日】

1/17.	日	群会議
18	月	臨時四役会議
19	火	分会財政
20	水	
21	木	小金井社保協 小金井地区労
22	金	国分寺原水協駅宣
23	土	
24	日	
25	月	記帳学習会 長楽の会役員会 武蔵野税民協
26	火	確定申告相談員研修会 ふれクリ土建デー
27	水	後継者 組織 立川税民協
28	木	無料法律相談会 大会準備委員会
29	金	
30	土	
31	日	
2/1.	月	中執 書記局会議
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	支部四役常任
6	土	
7	日	
8	月	執行委員会
9	火	申告相談会
10	水	申告相談会
11	木	
12	金	
13	土	分執
14	日	
15	月	
16	火	申告相談会

### 厚年・国保・雇用・労災の4保険は東京土建で

**核兵器廃絶へ歴史的な前進を**  
核兵器の保有や使用を全面禁止する核兵器禁止条約発効（1月22日）によって、核兵器は道義的に許されないだけでなく、史上初めて違法化されることとなります。コロナ禍で延期された核不拡散条約（NPT）再検討会議が8月に開かれます。唯一の戦争被爆国でありながら、禁止条約に背を向ける日本政府を変えるチャンスです。

### 支部健康診断

【日時】 2月21日(日)  
【会場】 国分寺ひかり診療所  
【申込み〆切】 2月1日(月)  
【費用】 土建国保加入者は無料（年度内1回）、組合のみ加入者4000円  
【申込】 組合事務所にFAXして下さい。

### 立川相互ふれあいクリニック土建デー

1月26日(火) 15時～17時  
予約制となりますので事前に支部事務所に連絡してください。

**無料法律相談**  
1月28日(木)  
午後1時30分  
組合事務所  
**事務所閉所**  
1月26日(火)  
確定申告相談員研修  
会参加のため  
2月1日(月)  
書記局会議のため

### コロナ・緊急事態宣言に対する対応について

#### ○群会議

3密を避け、検温・消毒・マスクのチェックを必ずおこなってください。また、基礎疾患のある方、当日体調が悪い方、家族に体調不良の方がいる場合は参加を控えるよう案内してください。

#### ○支部事務所の窓口＝午前9時～午後5時までの受付

来場者名簿の記載（時間・氏名・連絡先）、出入口での消毒、検温の徹底をおこないます。なお、基礎疾患があり外出を控えている方、微熱や体調が悪い方は、来所を控えていただくようお願いいたします。電話・郵送などでできる対応を進めていきます。

### 確定申告相談会

完全予約制です。先月、予約票つきのチラシを配布しましたので事前に申し込みしてください。

【日程】 2月9日(火)・10日(水)・16日(火) 17日(水)・18日(木)・24日(水)・25日(木) / 3月4日(木)・9日(火)・10日(水)

【時間】 午前：10時～12時 / 午後：13:30～15:30

### 確定申告に向けた帳簿の記帳学習会

【日時】 2021年1月25日(月) 午後7時から  
【場所】 組合事務所

### 今月の資格講習

配布する講習一覧（群1枚）をご覧ください。受講希望の方は、講習日の2週間前には申し込みが必要です。

**駅頭宣伝**  
国分寺原水協  
1月22日(金)  
国分寺駅南口  
午後2時から3時

【緊急事故連絡先】 火災（労働共済）03-3366-7908 自動車（関東自動車共済）0120-89-8819